

# 品川区町会・自治会役員等感謝状贈呈要綱

制定 平成 2年 3月28日 要綱第 22号

改正 平成12年 3月15日 要綱第 33号

改正 平成13年 3月28日 要綱第110号

改正 平成27年 3月27日 要綱第206号

改正 平成31年 3月29日 要綱第273号

## (目的)

第1条 この要綱は、品川区内の町会・自治会役員等で、地域の住みよいまちづくりのために積極的に活動した個人に対し感謝の意を表することにより、その功労に報いることを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町会・自治会 品川区町会・自治会に対する助成金(環境整備・地域コミュニティ活性化・防災)交付要綱(昭和60年4月要綱第69号)により助成金の交付を受けている町会および自治会をいう。
- (2) 町会・自治会役員等 町会・自治会の役員(町会長および自治会長を除く。)または役員に準ずるものをいう。

## (対象者)

第3条 対象者は、当該町会・自治会の会長(会長が空席の場合は代行者。以下同じ。)の推薦に基づき、区長が決定する。

## (推薦基準)

第4条 町会・自治会の会長は、次の各号のいずれかに該当する者を推薦することができる。

- (1) 町会・自治会の役員等の在任中に死亡した者
- (2) 町会・自治会の役員等を退任後に死亡した者で、在任中において他に率先して町会・自治会の活動を行い、著しい成果を挙げたもの
- (3) 町会・自治会の役員等に就任後、在任期間が十年を経過した者で、他に率先して町会・自治会の活動を行い、著しい成果を挙げたもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象者としな

- (1) 町会・自治会における活動実績がないと認められるとき。
- (2) 町会・自治会における活動がその者の本来の職務として、またはその職務に付随した

ものであると認められるとき。

(3) この要綱に基づき既に感謝状の贈呈を受けた者であるとき。ただし、区長が必要と認めるときは、この限りでない。

(推薦手続)

第5条 町会・自治会の会長は、前条の推薦基準に該当する者について、品川区町会・自治会役員等感謝状贈呈推薦書兼申請書(別記様式)を区長に提出するものとする。

(感謝の方法)

第6条 感謝の方法は、感謝状を贈呈して行うものとする。

(委任)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、別に地域振興部長が定める。

付 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

